

令和6年度第2回
大阪市都市計画審議会
会議録

日 時 令和6年12月20日（金）
午前10時00分
場 所 大阪市役所 7階 市会特別委員会室

令和6年度第2回大阪市都市計画審議会会議録

○日時 令和6年12月20日(金) 午前10時00分開会

○場所 大阪市役所 7階 市会特別委員会室

○議題 議第299号 「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」
議第300号 「大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定
について」(生産緑地法第10条の2第3項の規定による意見聴取)
議第301号 「大阪都市計画ごみ焼却場の変更について」(4号鶴見ご
み焼却場)
報告案件 大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について
「大阪都市計画河川の変更について」(寝屋川南部地下放水路)

○出席委員 23名(欠は欠席者)

会長	嘉名 光市	委員	高山 美佳
会長職務代理者	欠 松島 格也		東 貴之
委員	欠 麻生 美希		山田 かな
	大庭 哲治		今村 直人
	欠 岡田 昌彰		大橋 一隆
	小川 亮		伊藤 亜実
	小谷 真理		吉見 みさこ
	佐久間 康富		山本 智子
	清水 陽子		森 慶吾
	欠 武田 重昭		辻 義隆
	田中 晃代		荒木 肇
	田村 匡		南 隆文
	欠 鍋島 美奈子		田中 ひろき

福田 知弘

山鹿 久木

○臨時委員 1名

池田 道夫（議第299号、議第300号）

開会 午前10時00分

○幹事（細見） それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和6年度第2回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画課長の細見でございます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードのほうにご設定のほうをお願いします。今日、傍聴、報道機関入られておりませんので、そちらの方に対しては特段何もございませんが、皆様方よろしくお願いたします。

それでは、審議に先立ちまして、前回の審議会以降、学識経験者の委員に交代がございましたので、新たに就任いただきました委員の方々をご紹介させていただきます。

大阪公立大学大学院工学研究科教授の嘉名委員でございます。

和歌山大学システム工学部教授の佐久間委員でございます。

関西学院大学建築学部教授の清水委員でございます。

大阪大学大学院工学研究科准教授の福田委員でございます。

関西学院大学経済学部教授の山鹿委員でございます。

また、本日ご欠席されておりますが、同志社女子大学生生活科学部准教授の麻生委員、それから、大阪公立大学大学院農学研究科准教授の武田委員に新たにご就任いただいております。

なお、再任いただきました委員のうち、岡田委員、鍋島委員、松島委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。また、辻委員におかれましては、まだお越しいただいておりますが、ご到着次第、審議に参加していただく予定でございます。

また、本日、臨時委員といたしまして、議第299号及び300号に関しまして、大阪市農業専門委員の池田委員にご出席いただいております。池田委員には後ほど審議に参加していただきます。

それでは、審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本審議会は、原則ペーパーレスで実施させていただいております。資料をダウンロードされていない委員の方におかれましては、メールボックスを開いていただきまして、事前に事務局からお送りしましたメールに記載のURL、こちらをクリックしていただけますでしょうか。

URLをクリックしますと、ブラウザもしくはドロップボックスのアプリが起動し、ファイルが表示されます。ご不明な場合は、お近くの職員にお声をおかけいただけますでしょうか。

それでは、ファイルに書類番号を付しておりますので、あらかじめダウンロードしてきていただいた委員の方にもご一緒に確認をお願いいたします。

初めに、書類番号1「会議次第」、書類番号2「委員名簿」、そして本日ご審議いただきます予定の書類番号3「議第299号議案書」、書類番号4「議第300号議案書」、書類番号5「議第301号議案書」、さらに報告案件に関する資料といたしまして、書類番号6「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について（報告）」、以上6点おそろいのございましょうか。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では、議第299号から300号につきましては委員29名中23名、現時点23名の委員の方々が、それから301号につきましては28名中22名の委員の方々がそれぞれご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

では、まず本審議会の会長の互選についてでございます。

大阪市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、本審議会の会長は、学識経験者のうちから委員の皆様の互選で決定していただくこととなっております。互選ということでございますが、いかがでしょうか。

○大庭委員 よろしいでしょうか。

○幹事（細見） お願いします。

○大庭委員 会長の推薦についてご意見申しあげたいと思います。

条例によりますと、会長は学識経験者の委員の中から選ばれるとのことですので、私は嘉名委員をご推薦申し上げたいというふうに思います。

嘉名委員は、平成22年から4期8年間、本審議会の委員を務められ、その間には会長職務代理も務められておられます。また、その後、大阪市都市景観委員会の委員長を務められるなど、ご経験も豊富なことから、本審議会の運営について最適な方であるというふうに認識しております。

嘉名委員には、委員就任と同時に会長就任となり重責となりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上になります。

○幹事（細見） ありがとうございます。

ほかに、どなたかご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご推薦されましたのが嘉名委員お一人でございますので、嘉名委員に会長をお引受け願うということで皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○幹事（細見） ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のご承認をいただきましたので、嘉名委員に会長をお願いしたいと存じます。嘉名委員、申し訳ございませんが、会長席のほうに移動のほうをお願いいたします。

会長に事故があった場合に備えまして、大阪市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、学識経験者の委員の中から会長職務代理者を会長が指名することとなっております。

それでは、嘉名会長、ご就任のご挨拶と併せまして会長職務代理者のご指名のほうもよろしく願いいたします。

○嘉名会長 ただ今推薦いただきました嘉名でございます。よろしく願いいたします。

私、都市計画審議会、出戻りなんですけども、今回会長ということで大変重責を感じております。皆様のご協力をいただきながら円滑な会議進行を進めてまいりたいと思います。

来年で、2025年です。大阪市は、今から100年前ですね、1925年に第2次市域拡張というのをやって、当時、東京市を抜いて日本一の都市になったというときがございました。そこからいろんな都市計画をやって、ずっと発展を遂げてきたというふうに思いま

す。とはいえ、100年たっているいろんな時代の変化が訪れてきていて、またこれからの大阪を支えるような都市づくりを引き続きやっていくということが求められていると思いますので、ぜひ委員の皆様のお知恵をいただきながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、大阪市都市計画審議会条例第4条第3項によりまして、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する学識経験者の委員の方に会長の職務代理をお願いするという事になっておりますので、私から指名をさせていただきたいと思ひます。

松島委員を職務代理者に指名させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○幹事（細見） ありがとうございます。

本日ご審議いただく議案に関しまして、大阪市都市計画審議会要綱第6条の規定に基づき、会長に説明者の申請をいたします。

議第299号及び300号につきまして、経済戦略局産業振興部農業担当課長東浦圭司を、議第301号につきまして、環境局総務部参事成瀬新吾、環境局総務部参事澄川和典、環境局総務部企画課長代理畔堂雅樹を申請いたします。許可いただけますでしょうか。

○嘉名会長 はい、許可します。

○幹事（細見） ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては嘉名会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

○嘉名会長 それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第9条の規定により、佐久間委員と東委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、会議が円滑に進行しますよう委員の皆様のご協力をお願ひします。

本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第299号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、議第300号「大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について」、議第301号「大阪都市計画ごみ焼却場の変更について」でございます。また、報告案件といたしまして、「大阪府都市計画審議会における大阪府関連議案について」がございます。

それでは、議第299号「大阪都市計画生産緑地地区の変更」から審議してまいります。臨時委員の池田委員に審議に参加していただきます。よろしくお願ひします。

内容につきまして、幹事より説明をお願いします。

○幹事（荒木） 幹事をしております大阪市計画調整局、荒木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議第299号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明申し上げます。

書類番号3の議案書でございます。前のスクリーンをご覧ください。

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的かつ適正に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的に定めるものです。

生産緑地地区とする主な条件としましては、緑地機能及び多目的保留地機能を有し、面積が一団で300平方メートル以上の規模であり、かつ営農の継続が可能であることとしております。ただし、農業従事者の故障等により条件を満たさなくなった生産緑地地区については、その区域を廃止することとしております。

本市としましては、優れた緑地機能を有する市街化区域農地等を積極的に評価し、計画的に保全しようとする都市計画の基本的な考え方に従って生産緑地地区を定めており、現在約63.75ヘクタールを指定しております。

それでは、主な変更内容についてご説明いたします。議案書にお示しする変更内容等について、前のスクリーンでご説明いたします。

左から、番号、名称、位置、面積、それと備考欄には変更の種類、右端には説明図参照番号を記載しております。今回は、17地区において変更を行うものでございます。

次に、変更の理由でございますが、大阪市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的かつ適正に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものであります。

次に、変更内容についてご説明いたします。

地区の追加につきましては、1地区、面積は約0.08ヘクタールの増となります。

地区の区域変更につきましては、減となるものが5地区で、面積は約0.80ヘクタールの減となり、増となるものはありません。

地区の廃止につきましては、8地区で、面積は約1.05ヘクタールの減となります。

地区の錯誤につきましては、土地の登記簿に載っている面積と実際に測量した土地の面積が異なったため、土地の所有者が登記簿の面積を修正したことに伴い、区域の変更

はありませんが、生産緑地地区の面積の表記を変更するものでございます。こうした錯誤が3地区あり、面積の表記として約0.08ヘクタールの増となります。

こうした変更の結果、今回は7地区、約1.69ヘクタールの減となり、合計453地区、約62.06ヘクタールとなります。

変更に係る地区について、議案書7ページにお示ししております。今回は、東淀川区、鶴見区、東住吉区、平野区の4区において変更を行うものです。

議案書9ページから末尾の16ページに、変更しようとする区域の説明図をお示ししております。変更する内容の一部を前のスクリーンでご説明いたします。

追加となる区域としては、赤色の区域でお示ししております。説明図(2)鶴見区の中茶屋二丁目3号につきまして、指定の申出があり、生産緑地法に定める指定の条件を満たすことから、赤色の区域を地区に追加するものであります。

次に、区域変更の減となる区域につきましては、5地区において、黄色の区域を地区から一部廃止しようとするものであります。スクリーン左上の説明図(5)鶴見区茨田大宮一丁目2号、スクリーン右上の説明図(10)東住吉区住道矢田三丁目3号、スクリーン左下の説明図(15)平野区長吉東部工区11号などの5地区において、地区の一部である黄色の区域を廃止しようとするものであります。

次に、廃止となる区域につきましては、8地区で、黄色の区域の地区を廃止しようとするものであります。スクリーン左上の説明図(3)鶴見区安田二丁目3号、スクリーン右上の説明図(7)東住吉区中野二丁目2号、スクリーン左下の説明図(13)平野区長吉瓜破工区49号などの8地区において、黄色の区域の地区を廃止しようとするものであります。

次に、錯誤となる区域につきましては、3地区で、青色の区域の地区の面積表記を変更しようとするものであります。スクリーン左上の説明図(1)東淀川区南江口二丁目2号、スクリーン右上の説明図(4)鶴見区浜五丁目1号、スクリーン左下の説明図(12)平野区喜連二丁目6号の3地区において、青色の区域の面積表記を変更しようとするものであります。

これらの案について、案の縦覧を令和6年10月30日から11月13日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○嘉名会長 ただ今幹事より説明のありました議第299号の議案につきまして、ご意見、

ご質問はございませんでしょうか。

南委員。

○南委員 大阪市会議員の南でございます。私から、本議案の生産緑地について質疑させていただきます。

うちの地元の淀川区におきましても、この生産緑地ございまして、マンションがばんばんと並んでる中に一画にこの生産緑地があつて、ひととき目立つ存在となつておるわけです。それなりの面積もあつて、この存在感がすごいんですけども、このように生産緑地は農地としてだけではなくて一団のまとまった規模を持ちまして、都市における貴重な緑地としての性質も有しているものと考えられます。

そこで、まず、この都市における生産緑地の機能ですとか、この制度の概要について改めて確認させていただきたいと思ひます。

○嘉名会長 ただ今の質問につきまして、幹事に説明を求めます。いかがでしょうか。

○幹事（細見） ご質問ありがとうございます。幹事の細見でございます。私のほうからお答えいたします。

生産緑地地区の機能でございますけども、市街化区域内の農地について、宅地化する農地と保全する農地の区分を明確にしまして、これら農地のバランスを取りつつ良好な都市環境の形成を図るものでございます。

緑地機能及び多目的保留地機能を有するものとして、具体的には一つ目、都市における貴重な自然、緑地空間、環境保全に適しているもの、二つ目、防災機能、こちらは災害時の避難場所、こういったものにも資する公共的機能を有するもの、それから三つ目、農業生産だけでなく将来的な公共用地に転用が可能であるもの、こうしたものを生産緑地地区として指定しているところでございます。

一方で、生産緑地地区に指定されて30年を経過した場合や主たる農業従事者の死亡もしくは故障により営農の継続ができなくなった場合には、市長に対して買取り申出をすることができ、本市が買い取らない旨の通知を行ったときは、農業希望者へのあつせんに努め、不調の場合には申出の日から3か月後に転用などの行為の制限が解除されることとなります。

以上でございます。

○嘉名会長 南委員。

○南委員 ありがとうございます。

生産緑地は、保留地機能を有するとのことでございまして、都市部の貴重な用地でございまして。また、農地の継続ができなかった場合というのは、市長への買取り申出を行うことができるとのことであります。こうした制度を活用すれば、例えば市内で不足する公園用地の確保も容易になるのではないかと考えております。土地の買取り申出への本市の対応状況についてお尋ねします。

○嘉名会長 ただ今の質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○幹事（細見） ご質問ありがとうございます。

買取り申出があった場合には、関係局と情報を共有しまして、各局において必要に応じて対応しているところでございます。ここ10年ほど買取りの実績はございませんけども、過去には公園用地として買い取った事例もございます。

以上です。

○嘉名会長 南委員。

○南委員 ここ10年ほどは買取り実績がないとのことでした。本市が買い取らなかった場合というのは、恐らく宅地になっていくのではないかと予想されます。そうなると、緑地空間も防災機能もなくなってしまうわけでございます。

大阪市は、1人あたりの公園面積が国の基準よりも小さい現状がございまして、未来への投資として、子供たちの遊び場となる公園などの場所によりまして地域全体の緑を豊かにし、居住環境を向上させていくことは重要な取組ではないかと考えています。昨年度の決算も良好でしたし、財政調整基金も積み上がっている状況でございます。何よりも今はインフレ基調になっておりまして、多額のキャッシュを持っているよりもインフレリスクの低い必要な土地を今のうちに買っておくほうがいいわけではないかと思っております。こうした中で、緑の一層の確保に向けて都市公園を増やしていくべきだと考えております。生産緑地は都市部の貴重な緑地でございまして、公園への転用など買取りを申し出る機会というのをも活用して、外部の環境を考慮した投資感覚を持って積極的に検討してもらうことを意見として要望しておきます。

以上でございます。

○嘉名会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですかね。

確認ですけれども、南委員、今回の付議案件の中で何か変更を要望されるという意味ではなくてということよろしいですね。

○南委員 次回以降出てきたときに考慮していただきたいということでございます。

○嘉名会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、議第299号議案につきまして表決を確認してまいりたいと思います。

議第299号「大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嘉名会長 ご異議がございませんので、議第299号議案は原案どおり可決いたします。

続きまして、生産緑地法に基づく意見聴取であります。

議第300号「大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定」につきまして、幹事より説明を願います。

○幹事(荒木) それでは、議第300号「大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について」ご説明申し上げます。

書類番号4の議案書でございます。

本議案は、生産緑地法第10条の2第3項の規定により都市計画審議会のご意見を頂戴するもので、都市計画決定事項ではございません。

前のスクリーンをお願いいたします。

特定生産緑地につきましては、生産緑地地区の指定から30年を経過しようとするものについて、所有者等の同意を得て特定生産緑地として指定できるものであり、国において平成29年に創設された制度であります。これにより引き続き生産緑地が保全され、都市農業の振興とともに市民の豊かで潤いのある生活環境の保全・創出などにつながると期待されます。

特定生産緑地に指定されない場合は、生産緑地地区は都市計画の告示日から起算して30年を経過すると、以降いつでも買取り申出の手続が可能となり、以降、特定生産緑地の指定は受けられなくなります。特定生産緑地に指定される場合、当該生産緑地地区が原則として10年間維持されることとなります。また、10年を経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年間の延長ができることとなっております。

特定生産緑地として指定するためには、所有者等から大阪市への指定申請及び同意書の提出により所有者等の意向を確認した後、都市計画審議会のご意見をお聴きした上で、特定生産緑地の指定の告示及び所有者等へのその旨の通知を行うこととしております。これにより生産緑地地区と同様の法的効果が発生するため、都市計画決定事項ではござ

いませんが、生産緑地法の規定により、指定手続において都市計画審議会のご意見をお聴きすることとなっております。

本市におきましては、農地面積約74ヘクタールのうち約64ヘクタール、比率にしまして約86%が生産緑地地区に指定されており、生産緑地地区は農地の保全に一定貢献していると見込まれます。生産緑地地区は貴重な農地であり、農地の保全を図る上で有効であることから、本市においても特定生産緑地制度を活用し、引き続き都市農地の保全を図っていきたいと考えております。

次に、本市における生産緑地地区の指定状況としましては、平成3年の生産緑地法の改正を受け、平成4年に生産緑地地区として最初の都市計画決定を行い、その後の変更を経て現在では460地区、約63.75ヘクタールを指定しています。そのうち、令和6年に生産緑地地区の都市計画の告示日から起算して30年を経過するものは、一部区域の追加指定を含めて8地区、約0.84ヘクタールでございます。

それでは、令和6年度の主な指定内容についてご説明いたします。

議案書の内容について、前のスクリーンでご説明いたします。

「特定生産緑地に指定する生産緑地地区一覧」でございます。今回は、8地区において地区の追加指定または指定区域の変更を行うものであります。指定する地区の位置につきましては、鶴見区で1地区、住之江区で1地区、住吉区で1地区、東住吉区で3地区、平野区で2地区となっております。

これらのうち、追加指定は4地区で、面積は約0.48ヘクタールの増となります。変更する内容の一部として、説明図（6）平野区の加美北五丁目3号をお示ししております。赤色の区域を新たに特定生産緑地に追加指定するものであります。

また、指定区域の変更、増となるものにつきましては、4地区で、面積は約0.36ヘクタールの増となります。前のスクリーンに説明図（1）鶴見区の浜五丁目1号をお示ししております。既に指定されている特定生産緑地に赤色の区域を追加指定するものであります。

これらの指定により、新たに追加する地区として4地区、面積としては約0.84ヘクタールの増となります。本市で指定した生産緑地地区のうち、既に特定生産緑地に指定しているものは400地区で面積は約55.75ヘクタールでございますが、今回の指定により404地区、約56.59ヘクタールとなります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○嘉名会長 ただ今幹事より説明のありました議第300号議案につきまして、生産緑地法に基づき指定する特定生産緑地が都市計画の決定と同様の法的効果を生じさせるものであることから、本審議会の意見を聴くものでございます。

幹事より説明のありました議第300号議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですかね。

(発言する者なし)

○嘉名会長 それでは、議第300号議案につきまして、表決を確認してまいりたいと思います。

議第300号「大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定」につきましては、特に意見がないようですので、本審議会としては意見なしということで回答したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嘉名会長 ありがとうございます。

それでは、意見を付さないということにしたいと思います。

ここで、臨時委員が審議すべき議案が終わりましたので、池田委員におかれましてはご退席ください。ありがとうございました。

続きまして、議第301号「大阪都市計画ごみ焼却場の変更」の審議に移ってまいります。

内容につきまして、幹事より説明をお願いします。

○幹事(荒木) 議第301号「大阪都市計画ごみ焼却場の変更について」ご説明申し上げます。

書類番号5の議案書でございます。前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、鶴見区の最北に位置し、門真市に近接する城東ごみ焼却場の変更に関するものでございます。城東ごみ焼却場は、昭和37年6月に都市計画決定され、昭和40年9月に開設し、平成2年4月に同一敷地内で建替えを行い、新しいごみ焼却場が開設されました。その後、令和5年3月まで33年間稼働し、現在は休止しております。

本案件は、将来のごみ排出量に対応して、ごみ処理を円滑に行うため、老朽化した本焼却場を現地で建て替えようとするもので、区域を変更し、併せて名称を4号鶴見ごみ焼却場に変更しようとするものです。

次に、廃棄物の分類についてご説明いたします。廃棄物につきましては、廃棄物の処

理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されております。同法の規定により、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者自らが処理しなければならないとされております。本市が都市計画決定しています「ごみ焼却場」は、一般廃棄物を処理する都市施設でございます。

現在は、一般廃棄物の長期的・安定的な処理体制の構築や公共事業のコスト縮減のため、一般廃棄物の処理処分は大阪市、八尾市、松原市、守口市で構成する大阪広域環境施設組合が共同で行っております。ごみ焼却場の建替え整備は、令和2年から令和36年度までの期間におけるごみ処理について定めた「ごみ焼却工場の整備・配置計画」に基づいて、大阪広域環境施設組合が行います。なお、基礎自治体である構成市は、ごみ減量施策の企画立案及び一般廃棄物の収集運搬計画を担当します。

休止する前の城東ごみ焼却場は、主に大阪市の中央区、東成区、城東区、鶴見区及び守口市から排出されるごみの処理を受け持っておりました。本焼却場は守口市及び門真市に隣接し、本焼却場の東側は大阪中央環状線に近接しており、北側は物流施設等が、南側は住宅地等が近接しています。

次に、施設の配置計画でございますが、本焼却場敷地南側の住宅地に対して圧迫感を緩和するために、できるだけ北側に焼却炉等のごみ焼却設備を格納する工場棟を配置し、管理棟を南側に配置します。

本焼却場敷地内の搬入搬出動線については、休止前は、プラットホームの出口のところで平面的な車両の交差が常時発生していました。また、出口専用の計量棟を西側の搬入経路に設置していたため、搬入後の退出車両は西門のみから出る動線となっていました。建替え後は、一方通行を基本として平面交差が生じないように施設配置した上で、工場の搬入動線と一般来訪者の動線とに分離するとともに、搬入車両については西門と東門の両方から入退出可能とし、敷地内の安全対策と周辺道路の交通の分散を両立した計画となっております。

管理棟は、大規模災害発生時に地域住民が安全に避難する場所としても活用できるように別棟とします。工場棟と北側の物流施設の間に緩衝帯となる緑地を整備することとし、これらを踏まえ、事業用地の北側に区域を追加します。一方、事業用地西側は市道で分断され、ごみ焼却場関連施設を新築または増築することができないため、区域から削除します。その結果、変更後は赤色で囲まれている区域となります。

施設の概要としましては、焼却炉の処理能力を日量600トンから620トンに増やす一方

で、最新技術を採用し、国内最高レベルの環境水準の実現や省エネ・創エネ技術の導入で脱炭素社会に貢献します。

続きまして、大阪広域環境施設組合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき調査を行っておりますので、新施設の周辺環境への影響につきまして、その概要を説明します。

調査項目は、施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動、悪臭、低周波音、廃棄物、地球環境、景観及び施設利用車両の走行に伴う大気質、騒音、振動並びに施設の建替え工事に伴う大気質、騒音、振動、廃棄物、残土につきまして、周辺生活環境に及ぼす影響を予測したところ、生活環境の保全上の目標を満足しているとの結果でございました。

主な調査項目を説明しますと、施設の稼働に伴う悪臭は、臭気指数の値が規制基準値10に対して10未満と基準値を下回っております。また、大阪広域環境施設組合としてさらなる環境影響低減方策を実施し、工場棟について可能な限り密閉化し、ごみピット内を常に負圧に保つ、ごみピット内の臭気を含んだ空気を焼却炉内に吹き込み、高温で臭気を熱分解することなどとしております。

以上が生活環境影響調査の結果でございます。

次に、都市計画の内容について説明いたします。議案書にお示しする変更内容等について、前のスクリーンでご説明します。

名称を「4号 城東ごみ焼却場」から「4号 鶴見ごみ焼却場」に、位置を「大阪市城東区茨田焼野町地内」から「大阪市鶴見区焼野二丁目及び焼野三丁目、守口市大字寺方旧南寺方及び南寺方東通六丁目地内」に、面積を約3万2,500平方メートルから約3万2,700平方メートルに変更しようとするものであります。

変更する区域については、赤色で囲まれている区域が変更後の鶴見ごみ焼却場を表しており、赤く着色している区域が今回都市計画ごみ焼却場に追加する区域で、黄色く着色されている区域が削除する区域であります。

最後に、都市計画ごみ焼却場の変更につきまして、都市計画手続の経過をご説明いたします。

大阪市において、令和6年7月30日から8月13日の期間に原案の縦覧を行いました。公述申出書の提出はございませんでした。また、令和6年10月30日から11月13日にかけて案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○嘉名会長 ただ今幹事より説明のありました議第301号の議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

今村委員、お願いします。

○今村委員 大阪市会議員、今村でございます。私からは、生活環境への影響についてお伺いいたします。

ごみ焼却場のすぐ南側には、戸建ての住宅や市営住宅、また小学校がございます。先ほどの説明では、建替え後のごみ焼却場については工場棟敷地の北側のほうに寄せて配置し、ごみの搬入車両の出入りにつきましても、従前は出口が敷地の西側の生活道路にのみ設置されておりましたが、建替え後は敷地の東側の中央環状線のほうにも出口が設置されるとのことであります。周辺的生活環境への負担の軽減に配慮した計画だと考えております。つきましては、生活環境に対する影響の観点から何点か確認させてください。

まずは、計画地の周辺的生活環境に対する影響についての調査結果は保全上の目標を満足するものであったという説明がありましたが、この調査は計画地の周辺のどのぐらいの範囲を対象として行ったのか、もう少し詳しく教えてください。

もう一点は、焼却場の処理能力が日量600トンから620トンにアップしますと、焼却場を出入りする車両の台数が増えて、周辺の交通混雑に影響するのではないのでしょうか。また、走行ルートが小学校の通学路になっていないのかといったことが気になりました。つきましては、走行ルートとなる周辺的生活道路への影響についてもお伺いいたします。

○嘉名会長 ただ今の質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○幹事（細見） 幹事の細見でございます。ご質問ありがとうございます。私のほうからお答えさせていただきます。

範囲ということで、前のほうに地図を出しておりますが、まず、今回のごみ焼却場の建替え事業につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づきまして、事業者でございます大阪広域環境施設組合が生活環境影響調査を実施し、令和3年11月に調査書を取りまとめてございます。前のほうに地図を出しておりますが、調査の対象地域は、計画地が位置する大阪市鶴見区を基本としまして、生活環境への影響が予想される地域を調査項目ごとに設定してございます。

まず、煙突の排ガスによる大気質への影響につきましては、およそ半径3キロの範囲としております。こちら、今出ているこのエリアが含まれる、そういったエリアになっ

てございます。それから、施設の稼働に伴う騒音や振動、悪臭の漏れ出しによる影響は、建替え敷地の境界などとしてございます。さらに、ごみ収集車などによります大気質、騒音、振動の影響につきましては、周辺的生活道路である敷地西側の搬入ルート、今、赤色と青色がついてございます、こちらについて道路端から100メートルの範囲としております。

次に、焼却場に搬入する車両でございますが、処理能力が増えることに伴って1日12台増加する計画でございます。周辺的生活道路となります、焼却場の西側における搬入ルートとなります南北方向の旧道の大阪中央環状線、今赤色で出ている南北方向のこちらでございます。こちらでは、一般車を含む1日の交通量は約1万台ございまして、1日12台の搬入車両の増加というものが沿道環境に与える影響は軽微でございます。また、道路は混雑することなく円滑に走行できるという推定結果になっております。

また、搬入ルートのうち旧道の大阪中央環状線は、焼却場の近くにある市立焼野小学校の通学路となっております。ただ、両側に歩道、幅員各5メートルございまして、対面2車線で歩行者と車が分離された構造となっております。

なお、令和3年12月に生活環境影響調査の調査書の縦覧、それから意見書の受付につきまして、大阪市、守口市、門真市の広報、それから環境施設組合のホームページでお知らせ、周知しまして、鶴見区民センターで説明会を開催しておりますが、説明会での質疑は特になく、また意見書の提出もございませんでした。

以上でございます。

○嘉名会長 今村委員。

○今村委員 ご説明いただきありがとうございます。

住宅地を含む周辺についての生活環境の調査がなされ、ごみの搬入車両による道路交通への影響なども心配ないということは分かりました。

焼却場の建替え後の施設の運用の話になりますが、ごみ搬入車両の走行ルートにつきましては、設定ルートを外れた生活道路を無用に走行することがないようにお願いしたいということはもちろんのこと、焼却場西側的生活道路と反対側にある大阪中央環状線に面した焼却場東側の出入口の利用を促進することで生活環境への影響がさらに低減されるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○嘉名会長 ただ今の質問につきまして、幹事に説明を求めます。

○幹事（畔堂） 環境局企画課長代理の畔堂でございます。先ほどのご質問につきまして、

私からお答え申し上げます。

ごみ焼却場への搬入にあたりましては、必要以上に生活道路や住宅街を走行しないよう指導、周知しております、引き続き徹底してまいります。

また、建替え後の鶴見ごみ焼却場の東と西に設けられます出入口の利用にあたりましては、周辺の交通状況などに加えまして、先ほど委員からいただいたご意見や地元のご意見も踏まえまして、今後調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嘉名会長 今村委員、お願いします。

○今村委員 ありがとうございます。

今後の建設工事中や施設の運用開始後も引き続き、地元の理解を得ながら事業を進めてもらいたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○嘉名会長 ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○嘉名会長 それでは、議第301号議案につきまして表決を確認してまいりたいと思えます。

議第301号「大阪都市計画ごみ焼却場の変更」につきましてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嘉名会長 ご異議がございませんので、議第301号議案は原案どおり可決いたします。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。

本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせてます。

引き続きまして、報告案件を受けてまいります。

報告案件「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案」大阪都市計画河川の変更につきまして、幹事より報告をお願いします。

○幹事(細見) それでは、「大阪都市計画河川の変更」につきましてご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

書類番号6の報告資料でございます。前のスクリーンをご覧ください。

大阪都市計画河川第2号寝屋川南部地下放水路につきましては、1級河川であるため、大阪府が都市計画決定するもので、大阪府都市計画審議会でご審議いただくものですが、その区域が本市域にかかっていることから、事前に本審議会にご報告するものです。

まずは、寝屋川流域の総合治水対策についてご説明いたします。

流域とは、降った雨がその河川に流れ込む地域を指します。淀川、大和川、上町台地及び生駒山地によって囲まれた地域に降った雨は、第二寝屋川、平野川などの各河川に集まり、最終的に寝屋川に合流することから、この地域は寝屋川流域と呼ばれています。流域は、大阪市東部を含む12市にまたがっており、面積は大阪府の約7分の1にあたる267.6平方キロメートルで、流域の人口は大阪府の約3分の1を占める状況であります。

寝屋川流域は、水はけが非常に悪いという地形的特徴を持っています。右側に示しております地図のうち、生駒山地沿いの緑色の地域は雨水が自然に川に流れ込む外水域でございしますが、これを除いた流域面積の約4分の3の地盤が淀川や大和川より低く、雨水排水をポンプ施設などに頼らなければならない内水域となっております。また、河川によって集められた雨水の出口は大阪城の脇にある京橋口の1か所しかなく、全ての川の水がここに集中します。このような地形的特徴から、過去に幾度となく大規模な浸水被害が発生しております。

そこで、寝屋川流域では、昭和63年から総合治水対策が進められております。総合治水対策とは、水害に対して安全なまちづくりを行うため、河川管理者、下水道管理者が一体となって治水施設の整備を進めるとともに、市街化の進展により低下した流域における保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方に基づく治水対策であり、ハード面及びソフト面での対策が実施されております。

ハード面の対策として、地域内で降った雨水を流域外へ放流することができる北部と南部、2本の地下放水路の整備、また洪水を安全確実に流すための河川改修、そのほか大雨時など一時的に貯水するための遊水地、それから流域調節池などの整備などの対策が行われております。また、ソフト面の対策として、保水・遊水機能の保全や水防災に対する流域住民への啓発活動などが実施されております。

具体的な整備等については、河川整備計画に基づいて進めており、計画の当面の治水目標としては、10年に一度程度の確率規模の時間雨量50ミリ程度の降雨に対して床下浸水、及び30年に一度程度の確率規模の時間雨量65ミリ程度の降雨に対して床上浸水を防ぐこととしております。

対策の一つとして進められている寝屋川南部地下放水路については、大阪市西成区南津守二丁目から東大阪市若江北町まで、寝屋川流域の南部を東西に通る位置に地下トンネルを設け、河川や下水道から雨水を取り込んで最終的に西端の木津川に排水するとい

う施設であり、大阪市阿倍野区付近より東側につきましては既に整備済みで、暫定的に貯留施設として運用を行っております。

今回変更する都市計画河川第2号寝屋川南部地下放水路につきましては、寝屋川南部地下放水路全体のうち、大阪市西成区南津守二丁目から大阪市と八尾市の境界である大阪市平野区加美東六丁目までの延長約9キロメートルの地下放水路として、平成2年度に都市計画決定しております。このうち未整備区間については、河川整備計画の目標年次である令和26年度の完成に向けて詳細な検討を進めてきたところ、安全に地下放水路を機能させるためにはポンプ場の規模などの変更が必要となったため、赤色で示すとおり、下流端にあたる西成区内の木津川沿いにおいて、ポンプ場、それから排水路及び吐口を変更するものであります。

今回の変更内容ですが、3点ございます。

まず、1点目です。都市計画決定後に改正されましたポンプ設備技術基準などにより再検討したところ、ポンプ場設備などの規模の変更に伴いまして現計画のポンプ場位置では施設が収まらなくなりましたため、早期整備に向けた事業実現性も考慮し、位置及び面積を変更するものであります。面積については、現在の約1万5,700平方メートルから約2万9,800平方メートルに変更します。

こちらの図は、ポンプ場の主要構造物の配置計画図となります。今回の変更によりまして、ポンプ室、ポンプの運転停止に伴う水位変動を低減する役割の調圧水槽及び吐出水槽を直線的に配置することが可能となりまして、排水の流れとしても望ましい形状となるとともに、吐口とポンプ場を一体化させ、より効率よく排水させることが可能となります。

2点目は、ポンプ場の位置の変更に伴いまして、地下放水路の起点、線形及び延長の変更を行うものです。延長については、約8,990メートルから約9,120メートルに変更するものであります。

3点目は、先ほど説明しましたとおり、ポンプ場位置が木津川に面して変更されることに伴いましてポンプ場内に吐口を整備することから、排水路及び吐口を廃止するものでございます。

大阪府におきまして、都市計画の案の作成にあたり、令和6年6月18日に地元説明会を行い、令和6年6月25日から2週間、公聴会の開催に係る公述申出書の受付を行いました。公述の申出はございませんでした。また、令和6年10月31日から2週間、都市

計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。今後、大阪府におきまして、令和7年2月に開催されます大阪府都市計画審議会に諮る予定とされております。

報告は以上でございます。

○嘉名会長 ただ今の報告につきましては、本審議会の議案ではありませんけれども、何かご質問がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

(発言する者なし)

○嘉名会長 それでは、質問がないようですので、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時56分

大阪市都市計画審議会委員 佐久間 康 富

大阪市都市計画審議会委員 東 貴 之